求める実績２
複数の負荷設備に電力を供給する受電電圧6,000V以上で主変圧器容量400kVA以上の受配電設備㊟について、下記１）から３）に示す全てを実施した工事
１）機器の製作（他社への依頼製作を含む）
２）機器の設置
３）試験調整
㊟　停電時に一部の負荷設備を自動的に発電設備に切替える機能及び遠方監視制御のための外部入出力機能を有すること

②－２　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外（代表者以外：電気工事Ｎ1,150点以上かつ受配電設備工事Ｎ1,250点以上の有資格者）
求める実績１
道路トンネルの照明設備について、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事
求める実績２
複数の負荷設備に電力を供給する受電電圧6,000V以上で主変圧器容量200kVA以上の受配電設備㊟について、機器の設置及び試験調整を実施した工事
㊟　停電時に一部の負荷設備を自動的に発電設備に切替える機能及び遠方監視制御のための外部入出力機能を有すること

③－１　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合（電気工事Ｎ1,150点以上の有資格者）
求める実績１
二車線以上かつ延長800m以上ある道路トンネルの照明設備について、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事

③－２　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合（受配電設備工事Ｎ1,250点以上の有資格者）
求める実績２
複数の負荷設備に電力を供給する受電電圧6,000V以上で主変圧器容量400kVA以上の受配電設備㊟について、下記１）から３）に示す全てを実施した工事
１）機器の製作（他社への依頼製作を含む）
２）機器の設置
３）試験調整
㊟　停電時に一部の負荷設備を自動的に発電設備に切替える機能及び遠方監視制御のための外部入出力機能を有すること

⑸　主要機器　当該工事における主要機器の製造予定業者は①の実績を有すること。②及び③については体制を有すること。
なお、主要機器は「受配電設備」とする。
①　平成19年度以降の下記に示す納入実績
複数の負荷設備に電力を供給する受電電圧6,000V以上で主変圧器容量400kVA以上の受配電設備㊟
㊟　停電時に一部の負荷設備を自動的に発電設備に切替える機能及び遠方監視制御のための外部入出力機能を有すること
②　主要機器に対する保守技術支援体制
主要機器の故障、システムの機能障害時等において、中日本高速道路株式会社からの連絡を受けて組織的な対応が可能で、24時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の手配等の支援を行う体制を有すること。
③　主要機器の改造・修理に関する基本契約の受注体制を有すること。

⑹　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、「地域２」において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。
①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が記４⑶①申請書提出期間までに提出されていること。
④　特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は、２社で構成される場合にあっては30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。
⑤　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（乙）による協定書（案）が記４⑶①申請書提出期間までに提出されていること。ただし、各構成員が両工種の有資格者である場合は、当該協定書（案）は(甲)(乙)どちらでもよい。

⑻　記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

３　総合評価落札方式

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、企業の施工実績と簡易な施工計画の技術提案（改善提案）などから付与する技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者とする総合評価落札方式である。
その概要を以下に示すが、提案する要件及び入札時の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵　評価項目及び評価指標
ア）企業の評価について
評価項目　①　企業体制
品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況
評価指標　ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の認証状況
優：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の両方の認証取得済
良：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001のいずれかの認証取得済
可：両方とも未取得
評価項目　②　企業の施工実績
平成29年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された工事の施工実績
評価指標　工事の施工実績
優：二車線以上かつ延長1,600m以上ある道路トンネルの照明設備について、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事
良：二車線以上かつ延長800m以上ある道路トンネルの照明設備について、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事
可：上記該当実績無し
・評価項目に関する証拠書類の写しを総合評価資料に併せて提出すること。
・共同企業体を構成する場合は、構成員のいずれか１者が該当すれば評価する。
・共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。(乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを総合評価資料に併せて提出すること。

イ）簡易な施工計画の評価について
評価項目　③　出来形管理
評価指標　本工事の照明灯具の設置において、出来形精度の向上を図るために施工上配慮すべき留意点を記載する
評価項目　④　安全管理
評価指標　本工事の高圧受配電設備の施工中における安全管理において、感電事故を防止するために施工上配慮すべき留意点を記載する
評価項目（出来形管理、安全管理）の技術提案は、２提案以内とし、３提案以上の場合は、不可とする。
技術提案が評価項目（出来形管理、安全管理）ごとに１提案もない場合は、不適格とする。
なお、技術提案（様式－４）の枚数は、提案数に係わらず説明図面及び写真等を含み評価項目（出来形管理、安全管理）ごとにＡ４判片面２枚以内、全体でＡ４判片面４枚以内とし、規定枚数を超えた場合は不可とする。